

社会福祉法人一向山福社会  
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一向山福祉会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員会の出席報酬等)

第5条 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表3により報酬及び実

費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

別表1 役員報酬等

区 分	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	22,274円	0円
評議員会出席報酬等	22,274円	0円
理事長の勤務報酬等	22,274円	0円
理事の勤務報酬等	22,274円	0円
監事の勤務報酬等	22,274円	0円

別表2 評議員の報酬等

区 分	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	22,274円	0円

別表3 評議員選任・解任委員の報酬等

区 分	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員選任・解任 委員会出席報酬等	22,274円	0円

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。